

(1) WEB口座預金規定

改定後	改定前
2. (利用資格) (1) WEB口座をご利用いただけるお客さまは、日本国籍をお持ちで、かつ日本国内に居住されている満15歳以上の個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます。）とします。	2. (利用資格) (1) WEB口座をご利用いただけるお客さまは、日本国籍をお持ちで、かつ日本国内に居住されている満18歳以上の個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます。）とします。

(2) 肥銀インターネットモバイルバンキングサービスご利用規定

改定後	改定前
1. 肥銀インターネットモバイルバンキングサービス (5) 契約者 ①満15歳以上の個人で日本国内の居住者に限ります。（居住者とは「外国為替及び外国貿易法」6条1項5号に定めたものをいいます。） ②上記①にかかわらず、投資信託取引サービス、外貨預金取引サービスのご利用につきましては、後述「8. 投資信託取引サービス（インターネット投資信託）」、「9. 外貨預金取引サービス（インターネット外貨預金）」のとおりとします。 8. 投資信託取引サービス（インターネット投資信託） (1) サービス内容 投資信託取引サービス（インターネット投資信託）（以下「インターネット投資信託」といいます。）とは、契約者の端末による依頼に基づき、投資信託にかかる購入および解約の申込を当行が受け付け投資信託委託会社に取次ぐサービス並びに投資信託定時定額	1. 肥銀インターネットモバイルバンキングサービス (5) 契約者 日本国内の居住者に限ります。（居住者とは「外国為替及び外国貿易法」6条1項5号に定めたものをいいます。） 8. 投資信託取引サービス（インターネット投資信託） (1) 投資信託取引サービス（インターネット投資信託）（以下「インターネット投資信託」といいます。）とは、契約者の端末による依頼に基づき、投資信託にかかる購入および解約の申込を当行が受け付け投資信託委託会社に取次ぐサービス並びに投資信託定時定額購入契約の新規・変更・中止等の申

購入契約の新規・変更・中止等の申込を当行が受け付けその設定を行うサービスをいうものとしします。 (2) ご利用いただける方 ① 20 歳以上の個人で、当行所定の条件を満たす方。 ② 当行に投資信託振替決済口座を開設されている方かつ投資信託振替決済口座開設時に登録された投資信託指定預金口座をインターネットバンキングサービスのサービス指定口座として登録いただいている方。	込を当行が受け付けその設定を行うサービスをいうものとしします。 (2) インターネット投資信託のご利用に際しては、当行に投資信託振替決済口座を開設されている方かつ投資信託振替決済口座開設時に登録された投資信託指定預金口座をインターネットバンキングサービスのサービス指定口座として登録いただく必要があります。
---	---

(3) 肥銀ダイレクトバンキングサービスご利用規定

改定後	改定前
1. 肥銀インターネットモバイルバンキングサービス (5) 契約者 ① 満 15 歳以上の個人で日本国内の居住者に限ります。(居住者とは「外国為替及び外国貿易法」6 条 1 項 5 号に定めたものをいいます。) ② 上記①にかかわらず、投資信託取引サービス、外貨預金取引サービスのご利用につきましては、後述「8. 投資信託取引サービス（インターネット投資信託）」、「9. 外貨預金取引サービス（インターネット外貨預金）」のとおりとします。 29. 電子決済等代行業者のサービスの利用について	1. 肥銀インターネットモバイルバンキングサービス (5) 契約者 日本国内の居住者に限ります。(居住者とは「外国為替及び外国貿易法」6 条 1 項 5 号に定めたものをいいます。) (新設)

(1) お客さまは、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能サービス業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、「契約者番号」及び「暗証番号」を利用可能サービス業者に提供することができるものとします。但し、「契約者番号」及び「暗証番号」以外の本人認証の情報については、利用可能サービス業者に対しても提供しないものとします。 (2) 利用可能サービス業者のサービスの利用はお客さまの判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。 (3) お客さまの「契約者番号」及び「暗証番号」によるログインがあった場合、当行は、お客さま自身が利用可能サービス業者に「契約者番号」及び「暗証番号」を提供したものであるか、利用可能サービス業者がお客さまに代わって操作を行う正当な権限を有するか等を確認することなく、お客さまご本人からの操作とみなします。 (4) 当行は、当行の判断により、随時利用可能サービス業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ホームページ等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に「契約者番号」及び「暗証番号」を提供していたお客さまは速やかに「暗証番号」を変更するものとします。 (5) お客さまが「契約者番号」及び「暗証番号」を提供していた電子決済等代行業者	
--	--

のサービスの利用を取りやめる場合は、お客さまの責任において、当該サービスの解約及び「暗証番号」の変更を行うものとします。 (6) 第20条にかかわらず、お客さまが利用可能サービス業者に提供した「契約者番号」及び「暗証番号」を用いた不正送金による被害については当行による補償の対象にはならないものとし、お客さまは利用可能サービス業者から補償を受けるものとします。 8. 投資信託取引サービス（インターネット投資信託） (1) サービス内容 投資信託取引サービス（インターネット投資信託）（以下「インターネット投資信託」といいます。）とは、契約者の端末による依頼に基づき、投資信託にかかる購入および解約の申込を当行が受け付け投資信託委託会社に取り次ぐサービス並びに投資信託定時定額購入契約の新規・変更・中止等の申込を当行が受け付けその設定を行うサービスをいうものとします。 (2) ご利用いただける方 ① 20歳以上の個人で、当行所定の条件を満たす方。 ② 当行に投資信託振替決済口座を開設されている方かつ投資信託振替決済口座開設時に登録された投資信託指定預金口座をインターネットバンキングサービスのサービス指定口座として登録いただいている方。	8. 投資信託取引サービス（インターネット投資信託） (1) 投資信託取引サービス（インターネット投資信託）（以下「インターネット投資信託」といいます。）とは、契約者の端末による依頼に基づき、投資信託にかかる購入および解約の申込を当行が受け付け投資信託委託会社に取り次ぐサービス並びに投資信託定時定額購入契約の新規・変更・中止等の申込を当行が受け付けその設定を行うサービスをいうものとします。 (2) インターネット投資信託のご利用に際しては、当行に投資信託振替決済口座を開設されている方かつ投資信託振替決済口座開設時に登録された投資信託指定預金口座をインターネットバンキングサービスのサービス指定口座として登録いただく必要があります。
--	---